

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について(平成27年7月分)

中部運輸局自動車交通部 自動車監査官

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20150721	株式会社ワークシステムサービス 代表取締役堀次夫	愛知県名古屋市中東区猪子石3丁目113番地	本社営業所	愛知県名古屋市中東区猪子石3丁目113番地	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第27条第2項	平成26年11月18日及び平成26年12月12日、監査方針に基づいて監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(法第15条第1項)、(2)事業計画変更事前届出違反(法第15条第3項)、(3)乗務等の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理者に対する指導監督違反(運輸規則第48条の3)	7	7